

議員提出議案第2号

さぬき市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年8月7日

提出者	さぬき市議会議員	高嶋 正朋		
賛成者	さぬき市議会議員	間嶋 三郎	さぬき市議会議員	多田 泰宏
	さぬき市議会議員	松原 壯典	さぬき市議会議員	岩崎 治樹
	さぬき市議会議員	多田 一明	さぬき市議会議員	江村 信介
	さぬき市議会議員	中村 聖二	さぬき市議会議員	名倉 毅
	さぬき市議会議員	真部 茂	さぬき市議会議員	多田 雄平
	さぬき市議会議員	鏡原 光代	さぬき市議会議員	中澤 誠
	さぬき市議会議員	津村 一仁	さぬき市議会議員	松岡 裕明
	さぬき市議会議員	森田 浩之	さぬき市議会議員	中川 睦彦
	さぬき市議会議員	水谷 剛	さぬき市議会議員	谷木 伸行

さぬき市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市議会政務活動費の交付に関する条例（平成15年さぬき市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（政務活動費の月額の特例）

- 2 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間、第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「2万5,000円」とあるのは、「0円」と、同条第2項中「前項」とあるのは、「附則第2項の規定により読み替えて適用する前項」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さぬき市議会政務活動費の交付に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 (略)</u></p> <p><u>(政務活動費の月額の特例)</u></p> <p><u>2 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間、第3条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「2万5,000円」とあるのは、「0円」と、同条第2項中「前項」とあるのは、「附則第2項の規定により読み替えて適用する前項」とする。</u></p> <p>別表 (略)</p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(略)</p> <p>別表 (略)</p>